

◎新潟県選挙管理委員会告示第70号

令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における点字投票に使用する投票用紙を次の様式により調製し、アサギ色の用紙に黒色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は、黒色のインクで刷り込むものと定めた。

令和3年10月19日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

